

冠木弁護士から

「脳死」臓器移植のお話を聞いてみよう！

～「救急・集中治療における生命維持治療の終了／差し控えに関する 4 学会合同ガイドライン」撤回 を目指して～

突然倒れて、救急車で病院に担ぎこまれ、人工呼吸器などの生命維持装置をつけ、1週間程度経過し意識が戻らなかったり、回復の兆しがありませんでしたら、「生命維持治療を続けるのは本人のためにならない」「呼吸器をつけたままで生きていたいとご本人は希望していないはず」等々、生命維持治療の終了が医師からささやかれる・・・かもしれないガイドラインができています。

事実上の「安楽死」法＝「尊厳死」法が、医師が作成するガイドラインの形をとって現れたのです。日本集中治療医学会、日本救急医学会、日本循環器学会、日本緩和医療学会の4学会による「救急・集中治療における生命維持治療の終了／差し控えに関する4学会合同ガイドライン」(以下ガイドラインと表記)です。

これは例えば、医師が人工呼吸器を止めて、患者が死に至った場合であってもこのガイドラインに則って行われていれば、刑事罰に問われないと説明されています。

私たちは5月にこのガイドライン撤回をめざす集会を行い、7月にはガイドラインの中身を深掘する第一弾として「本来の緩和医療や患者の意思を問う」さまざまな観点から議論しました。ガイドラインには重篤な状態の患者の意思を「勝手に推測」し、臓器

摘出が可能になるような内容が出されています。今回は、会の代表から「脳死」臓器移植について話を聞いて疑問や意見を出し合い、ガイドライン撤回に向けて議論を深めていきたいと考えています。

みなさま、ぜひお気軽にご参加いただき、一緒に歩をすすめていきましょう。

日時 2026 年 8 月 29 日(土)13 時 30 分～16 時 30 分

場所 大阪市立生涯学習センター第 2 研修室

(大阪駅前 第 2 ビル 6 階) 資料代 500 円



主催 やめて！！家族同意だけの「脳死」臓器摘出！市民の会

尊厳死法いらない連絡会

〒530-0047 大阪市北区西天満 1-9-13 パークビル中之島 501 号
冠木克彦法律事務所内 TEL:06-6315-1517

☆冠木克彦弁護士はどんな人物か少し紹介しておきます☆

「安楽死」殺人事件、「脳死」・臓器移植告発の第一人者です。
射水事件、「阪大病院「脳死」移植殺人事件」などでも最前線に立って闘ってきました。医療に関する事件だけではなく、労働問題や、反原発について、さまざまな問題でも弱者の立場に立って訴え、勝訴判決をたくさん勝ち取っています。その冠木弁護士が「脳死」臓器移植について和田移植事件から説き起こしてくれるというのです。

お話を聞いて、力を受け取って、「救急・集中治療における生命維持治療の終了／差し控えに関する 4 学会合同ガイドライン」撤回のための一助にしていきましょう。

会場への行き方

大阪市立生涯学習センター第2研修室（大阪駅前 第2ビル6階）

JR「大阪駅」から約8分…中央改札を出て右に進み地下街へ、「ディアモール大阪」地下街を直進しJR東西線「北新地駅」方面へ進み「大阪駅前第2ビル」入り口へ

生涯学習センター受付はビルの5階ですが、第2研修室だけは、6階にあります。東エレベーターを使用し、6階まで上がります。エレベーターを降りると案内図があり、左手に進むとすぐに、第2研修室が見えてきます。

〈西エレベーターをご使用の場合〉

西エレベーターを使用し、6階まで上がり、エレベーターを降りると案内図があります。右手に進み、突き当りを曲がります。そのままさらに進み、次の突き当りを右に曲がります。第2研修室が見えてきます。